独立行政法人日本芸術文化振興会公益通報者保護規程

令和２年　９月２８日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第４１６号
改正　令和４年　４月　１日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第４５０号
改正　令和４年１１月２２日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第４８２号
改正　令和７年　４月　１日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第５４５号

（目的）

第１条　この規程は、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）における公益通報の処理その他必要な事項を定め、公益通報者保護法（平成１６年法律第１２２号、以下「法」という。）の趣旨に鑑みた、振興会における公益通報者の保護並びに不正行為等の早期発見及び是正を図るとともに、法令遵守の強化及び振興会の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第２条　「公益通報」とは、次の各号に掲げる者（以下「役職員その他の者」という。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、振興会又は振興会の業務に従事する場合における役職員その他の者について、通報対象事実が生じている又は生じようとしている旨を、振興会に通報することをいう。

（１）振興会の役員、常勤職員、非常勤職員及び名称の如何を問わず振興会の指揮命令を受けて業務に従事する者（以下「役職員」という。）

（２）振興会を退職した者（退職後１年以内、派遣社員の場合には派遣による役務提供を終了した日の翌日から１年以内の者に限る。）

（３）振興会との請負契約その他の契約に基づいて他の事業者が事業を行う場合における当該事業に従事する者（従事していた時から１年以内の者に限る。）

２　「公益通報者」とは、公益通報をした役職員その他の者をいう。

３　「通報対象事実」とは、次の各号に掲げる事実をいう。

（１）法令（振興会諸規則等を含む。）に違反する事実

（２）人の生命、健康又は安全を害する事実

（３）財産を害する事実（回復困難又は重大なものに限る。）

（４）その他業務に係る不正な事実（苦情処理、要望は除く。）

（５）前四号のおそれのある事実

４　「被通報者」とは、公益通報者によって通報された者をいう。

５　「従事者」とは、公益通報窓口で受け付けた通報のうち、法第２条の公益通報に該当するものに関して、当該通報対応業務（公益通報の受付、調査及び是正に必要な措置の全て又はいずれかを主体的に行う業務及び当該業務の重要部分について関与する業務）を行い、当該業務

に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者で、本規程により法第１１条第１項の公益通報対応業務従事者として指定される者をいう。

（公益通報者の責務）

第３条　公益通報者は、被通報者の氏名、連絡先、通報対象事実の発生日時、場所及び内容をできる限りわかりやすく通報しなければならない。

２　前項の公益通報は、振興会の運営の適正化に資するために行われるものであり、誹謗中傷、私怨、私利私欲その他不正な意図又は感情によって行ってはならない。

３　理事長は、不正な意図又は感情によって公益通報を行った役職員その他の者に対し、振興会の役員にあっては独立行政法人通則法（平成１１年７月１６日法律第１０３号）（以下「通則法」という。）に、役員以外の者にあっては独立行政法人日本芸術文化振興会就業規程（平成１５年１０月１日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第９号）（以下「就業規程」という。）に従い処分を行うものとする。ただし、役員以外の者にあって就業規程の適用を受けない者にあっては、別途、適用される契約等に従い処分を行うものとする。

（総括責任者）

第４条　振興会の公益通報に係る業務を総括する従事者として、総括責任者を置く。

２　総括責任者は、総務部担当理事をもって充て、その旨を当該従事者に明らかとなる方法により通知する。

（副総括責任者）

第５条　振興会の公益通報に係る業務を管理する従事者として、副総括責任者を置く。

２　副総括責任者は、総務部長をもって充て、その旨を当該従事者に明らかとなる方法により通知する。

（公益通報窓口）

第６条　振興会における公益通報を受け付けるため、「公益通報窓口」（以下「通報窓口」という。）を設置し、従事者として通報窓口担当者（以下「窓口担当者」という。）を置く。

２　窓口担当者は、総括責任者が指定し、その旨を当該従事者に明らかとなる方法により通知する。

３　窓口担当者は、次の各号に掲げる者とする。

（１）総務部総務課コンプライアンス推進室長

（２）総務部人事労務課長

（３）監査室長

４　前項に規定するほか、振興会外部に通報窓口及び窓口担当者を置くことができる。

５　総括責任者は、通報内容に応じて従事者を個別に指定する。

６　振興会は、通報窓口の名称、場所、連絡先、公益通報の受付の方法及び公益通報を行う際の留意事項を振興会内外に周知する。

（通報の受付）

第７条　公益通報は、窓口担当者に対する電話、郵便、電子メール及び面談により受け付ける

ものとする。なお、窓口担当者以外の振興会の役職員その他の者が通報対象事実の通報を受けた場合は、当該通報者に対し通報窓口に通報を行うよう助言しなければならない。

2　公益通報は、氏名、連絡先及び通報対象事実を明らかにして行われた場合のほか、公益通報者の希望があった場合には匿名によっても、これを受け付けるものとする。ただし、匿名による通報の場合、窓口担当者は、公益通報者に対し、匿名とすることにより、当該通報に関する調査に一定の制約が生じることを確認する。

3　窓口担当者は、公益通報を受け付けたときは、通報受付記録を作成し、副総括責任者に報告の上、速やかに公益通報を受け付けた旨を公益通報者に通知する。ただし、公益通報者の連絡先等が明らかでない場合は、公益通報者に対する通知を除く。

4　副総括責任者は、前項の報告を受けた場合には、その内容を総括責任者に協議する。

5　総括責任者は、前項による通報内容が法の通報事案に該当する場合には、次の各号に掲げる正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施しなければならない。

（1）内容が具体性を伴わず不分明なもの

（2）内容が虚偽又は他人の誹謗中傷であることが明らかなもの

（3）単なる伝聞に基づくものなど、通報内容について信ずるに足りる理由が明らかに認められないもの

（4）通報対象事実について振興会が調査する権限を有しないもの

（5）既に受理している事実に係るもの

（6）本規程又は他の規程等に基づき既に判定された事実に係るものその他解決済みのもの

（7）公益通報者と連絡がとれない場合等事実確認が困難であるもの

（8）その他公益通報に該当しないことが明らかなもの

6　総括責任者及び副総括責任者は、公益通報を受け付けた日から２０日以内に、当該公益通報調査実施の有無及び調査方針等を決定し、その結果を、公益通報を受けた窓口担当者を通じ、当該公益通報者に通知しなければならない。調査を実施しない場合は、その理由を併せて通知するものとする。ただし、公益通報者の連絡先等が明らかでない場合は、公益通報者に対する通知を除く。

7　総括責任者は、公益通報に基づき調査を実施することを決定したときは、速やかに当該通報内容を理事長に報告するものとする。

（調査）

第８条　総括責任者は、前条により公益通報に関する調査を実施することを決定した場合は、その内容の真偽等について、副総括責任者をもって速やかに調査を実施し、又は関係部署の責任者に対し調査を指示するものとする。なお、調査の実施に当たっては、公益通報者の秘密を守るため、公益通報者が特定されないよう十分配慮するものとする。

2　総括責任者及び副総括責任者は、前項の調査を行うに当たっては、あらかじめ従事者の指定の要否を検討し、従事者の指定が適切になされていることを確認する。

3　総括責任者は、必要に応じ、自らが指名する若干名の者による調査部会を設置し、これに

調査させることができる。

4　総括責任者は、調査部会に主査を置き、副総括責任者をもって充てる。

5　調査は、事実に基づき、公正不偏に実施しなければならない。

6　調査は、必要に応じて関係する委員会と連携を図り実施することができる。

7　総括責任者及び調査部会は、調査に当たって、適切な資料の入手が困難な場合又は関係資料の隠滅が行われるおそれがある場合には、被通報者の調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は関係する機器・資料の保全を行うことができる。

8　調査部会は総括責任者から当該調査に係る中間報告の要求があったときは、速やかに総括責任者に報告を行うものとする。

（調査への役職員その他の者の協力義務）

第９条　役職員その他の者は、前条の調査に際して協力を求められた場合には、当該調査を行う者に対し、積極的に協力しなければならず、また、調査を妨害してはならない。

（調査結果の通知）

第１０条　総括責任者は、調査を終えたときは、当該調査結果を、理事長に報告するとともに、副総括責任者をもって窓口担当者を通じ、当該公益通報者に通知するものとする。ただし、公益通報者の連絡先等が明らかでない場合は、公益通報者に対する通知を除く。

2　総括責任者は、前項の規定により公益通報者に通知をするときは、当該公益通報に係る被通報者及び当該調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

（是正措置等）

第１１条　理事長は、調査の結果、通報対象事実が明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止措置等（以下「是正措置等」という。）を講じるとともに、必要に応じて、当該公益通報に係る被通報者に対して、被通報者が振興会の役員である場合にあっては通則法に、役員以外の者にあっては就業規程に従い処分を行うものとする。ただし、役員以外の者にあって就業規程の適用を受けない者については、別途、適用される契約等に従い処分を行うものとする。

2　総括責任者及び副総括責任者は、前項の是正措置等を講じるにあたっては、あらかじめ従事者の指定の要否を検討し、従事者の指定が適切になされていることを確認する。

3　総括責任者は、第１項の是正措置等が講じられたときは、副総括責任者をもって公益通報を受けた窓口担当者を通じ、当該公益通報者に対し、是正措置等の結果を通知し、必要に応じて、関係行政機関に対し当該調査及び是正措置等に関し報告を行うものとする。ただし、公益通報者の連絡先等が明らかでない場合は、当該公益通報者に対する通知を除く。

4　総括責任者及び副総括責任者は、第１項の是正措置等が講じられた後、当該通報対象事実が再発していないか、又は是正措置等が十分機能しているかを確認するものとする。

5　総括責任者は、前項の結果を踏まえて、当該通報対象事実が再発している場合、又は是正措置等が適切に機能していない場合には、新たな是正措置等を理事長に具申することができ

る。

6　理事長は、前項を踏まえ、改めて是正措置等を講じる。

（不服申立て）

第１２条　第７条第６項の通知により公益通報に基づく調査を実施しない旨の通知を受けた公益通報者又は第１０条の通知により受けた調査結果の通知に不服のある公益通報者は、通知を受け取った日の翌日から起算して１４日以内に書面をもって、総括責任者にその理由を付して不服申立てをすることができる。

2　総括責任者は、前項の不服申立てを受けたときは、速やかに理事長に報告するとともに、当該不服申立てを行った者に受け付けた旨を通知する。

3　理事長は、前項の報告を受け、当該事案の調査又は再調査を行うか否か決定するとともに、その結果を当該不服申立てを行った者に通知する。なお、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的と理事長が判断したときは、以後の不服申立てを受け付けないことができる。

4　当該事案の調査又は再調査を行う決定を行った場合の手続きは、第７条第６項、第７項、第８条、第１０条及び第１１条の規定を準用する。

（公益通報者・被通報者等の取扱い等）

第１３条　総括責任者は、不正な意図又は感情に基づく公益通報を防止するため、公益通報者に調査の協力を求める場合があること及び調査の結果、不正な意図又は感情に基づく公益通報があったと判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ることなどを振興会内外にあらかじめ周知するものとする。

2　役職員は、不正な意図又は感情に基づく公益通報であることが判明しない限り、単に公益通報したことを理由に公益通報者に対し、解雇、退職勧奨、更新拒否、不利益な配置転換・出向、降任、減給、懲戒処分、事実上の嫌がらせ等の不利益な取扱い（以下「不利益取扱い」という。）を行ってはならない。調査に協力した者に対しても同様とする。

3　理事長は、相当な理由なく、公益通報がなされたことのみをもって、被通報者に対し、不利益取扱いを行ってはならない。

4　副総括責任者及び窓口担当者は、調査や是正措置等の結果を通知するなどの際に、必要に応じて公益通報者が不利益取扱いを受けていないかを確認する。

5　公益通報者は、公益通報を行ったこと及び調査に協力したことを理由とする不利益取扱いを受けたと思料されるときは、窓口担当者に申し立てることができる。

6　窓口担当者は、公益通報者が不利益取扱いを受けていると疑われるとき、又は前項の申出を受けたときは、速やかに副総括責任者に報告し、副総括責任者は総括責任者及び理事長に報告する。理事長は、公益通報者が不利益取扱いを受けた又は受けるおそれがあると認めるときは、その回復又は防止のために必要な措置（当該役職員に対する処分を含む。）を講じるものとする。

（監事への報告）

第１４条　総括責任者は、第７条第７項、第１０条第１項、第１１条第３項、第１２条第２項及び前条第６項の報告を行ったときは、監事へ報告するものとする。

（秘密保持義務等）

第１５条　理事長、総括責任者、副総括責任者、窓口担当者、他の従事者及びその他公益通報に関わった者は、本規程に定める場合のほか、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、公益通報に関する情報を、振興会内において必要最小限の範囲を超えて共有してはならず、第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

２　理事長、総括責任者、副総括責任者、窓口担当者、他の従事者及びその他公益通報に関わった者は、公益通報に関する情報について振興会内における範囲外共有されることや第三者に漏れることを防ぐため適切な方法を講じるものとする。

３　役職員は、公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できない等のやむを得ない場合を除いて、公益通報者が誰であるかを探索してはならない。

４　役職員は、公益通報に関する情報の範囲外共有、漏洩又は前項による探索がなされたと疑われるとき、速やかに副総括責任者に報告し、副総括責任者は総括責任者及び理事長に報告する。理事長は、範囲外共有、漏洩又は探索が行われた又はこれらのおそれがあると認めるときは、その回復又は防止のために必要な措置（当該役職員に対する処分を含む。）を講じるものとする。

５　調査事案が漏洩した場合、公益通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、公益通報者又は被通報者の責により漏洩した場合は、当人の了解は不要とする。

（利害関係者の排除）

第１６条　被通報者又は公益通報者と直接の利害関係を有する者は、公益通報の処理に関与してはならない。

２　総括責任者又は副総括責任者が、被通報者又は公益通報者と直接の利害関係を有する場合は、理事長が指名した役職員がその職を代行する。

（記録の保管）

第１７条　副総括責任者は、窓口担当者をして通報窓口において受け付けた通報への対応に関する記録（通報受付記録を含む。）を作成し、対応終了後１０年間保管するものとする。

（運用実績の公表）

第１８条　総括責任者は、副総括責任者をもって公益通報に関する運用実績の概要を、適正な業務の遂行、通報者・被通報者・調査協力者の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、役職員に公表する。

（教育及び周知）

第１９条　総括責任者は、副総括責任者をもって役職員に対して、法及び本規程で定める事項（通報及び相談の方法等を含む。）の理解を促すため、定期的に教育及び周知を行う。特に、従事者に対しては、通報者を特定させる事項の取扱いについて教育を行う。

（評価及び改善）

第２０条　総括責任者及び副総括責任者は、この規程に定める公益通報制度について定期的な評価を実施し、必要に応じて改善を行う。

（他の規程等との関係）

第２１条　この規程に定める調査又は是正措置等の実施に関し、振興会における他の規程等に別段の定めがある場合は、当該規程等の適用を妨げるものではない。

（事務）

第２２条　この規程に関する事務は、総務部総務課コンプライアンス推進室において処理する。

（雑則）

第２３条　この規程に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、令和２年　９月２８日から施行する。

附　則（令和４年　４月　１日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第４５０号）

この規程は、令和４年　４月　１日から施行する。

附　則（令和４年１１月２２日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第４８２号）

この規程は、令和４年１１月２２日から施行する。

附　則（令和７年　４月　１日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第５４５号）

この規程は、令和７年　４月　１日から施行する。